

5月27日（金）判決報告会記録

2020年6月25日

文責 齋藤 紀彦

1. (1) 日時 5月27日（金）14時30分～16時30分
- (2) 場所 大阪弁護士会館 1101会議室
- (3) 参加者 38人、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良

2. 弁護団報告

(1) 佐藤 真理 弁護団長

- ・判決文は全体で86ページだが、大阪高裁の判断は68ページから20ページ足らずで、内容的にも一審判決を出ない不十分なものである。
- ・一審判決は、被告NHKが、当訴訟は法律上の争訟にはならないので、却下を求めたことに対し法律上の争訟になる、司法の対象になると判示した。しかし訴えについて確認の利益はないとして放送法順守義務確認請求を却下した。損害賠償請求は棄却した。
- ・今回の控訴審判決の大枠は、一審判決と変わっていない。法律上の争訟になるということを確認した。
- ・放送法順守義務確認請求を却下した理由は、個々の受信契約者・視聴者の理解や価値観を基準として、放送法を遵守した番組を視聴する権利を、法的利益を一般的に認めると、NHKの放送番組編集の自由を著しく制約し、自由な番組編集を不可能にするからであるとしている。そして、放送法4条1項は一般的抽象的に負担する義務であり、また放送法順守は放送事業者（NHK）が自律的に行うものであるから、個々の受信契約者に対して受信契約上の具体的な権利・利益を付与するものではないとしている。
- ・これに対して控訴人は、個々の受信契約者・視聴者ではなく、通常的判断能力を持つ一般人の理解・価値基準で判断すれば、放送契約上の義務が番組編集の自由を著しく制約することにはならないと主張してきた。
- ・さらに、控訴審判決は、法4号1項の2号（政治的に公平であること）、4号（意見が対立する問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること）を審査することは司法機関としての裁判所の権能の限界を超えるもので、仮に裁判所がそのような審査を行えば、NHKに与えられている番組編集の自由を著しく制約することになると判示した。
- ・ではどうなるのか？日本には放送について、独立した規制行政機関がない。総務省が番組内容について介入し、場合によっては停波もありうるなどと高市総務大臣が言って、批判されたこともある。議院内閣制の政権の下では、政権与党の意向に影響を受けた官僚・総務省の行政機関が放送内容に介入することをやってきた。これを放置することは、国民主権を謳った憲法を守るための司法権を放棄することになる。
- ・最近の例では、昨年9月の自民党総裁選挙についてのテレビジャックともいわれるような報道に比べて、その直後の総選挙に関する報道量の少なさはひどかった。投票率が上がるように選挙報道をもっと充実すべきである。
- ・控訴審判決では、受信料は受信契約者による放送の受信の対価的側面があることは認めないとしている。しかしながら、受信料の支払いと法4条1号各項所定の放送をする義務が対価的牽連関係に立っているものではなく、受信契約が継続的な有償の双務契約ではないと結論づけている。

- ・今後どうするかについては、最後に述べるが、最高裁に上告することを固く決意している。

(2) 辰巳 創史 弁護士

- ・一審とは、判断部分では何も変わっていない。ただ事実認定で多少変わっているところがある。一審では我々原告が出したいくつかの事実について、そのうちのあるものは放送法に違反していないとは断言できないと結論付けた。
- ・控訴審でも控訴人は、いくつか放送法違反の新たな事実を証拠も付けて提示した。控訴人が指摘した事実（ア）から（テ）までのすべての放送について、法第4条1項各号、国内番組基準に沿った放送がなされていたと言えるかについては、疑問の余地がないわけではないとした。そのうち特に（テ）BS1 スペシャル（河瀬直美監督）字幕問題については放送法4条1項2号（政治的に公平であること）と4号（意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする）に照らして問題のあった放送であることが言えるとはっきり認定している。この判断は今回少し前進したところで、非常に重いものである。
- ・しかしながら、結論的には個々の視聴者は放送法違反であるとNHKを訴えることはできないとした。
- ・主文では勝ってないけれど、こちらの主張が部分的に認められたことについては、今後の運動でおおいにアピールできる。

(3) 星 雄介 弁護士

- ・判決の中で論理的におかしいと思うことが一つある。それは、判決文74ページ10行目からの部分「通常の判断能力を有する一般人の理解ないし価値を基準として法4条1項各号（特に2号、4号）に適合しているかどうかを審査することは、司法機関としての裁判所の権能の限界を超えるものといわざるを得ず、仮に裁判所がそのような審査を行えば、憲法上、報道機関である被控訴人に与えられている番組編集の自由を著しく制約することになるというべきである。」ところが先ほど辰巳弁護士が指摘した80ページ中断下部では「（特に（テ）については、法4条1項2号、3号に照らして問題のある放送であったということができる。」と書かれていて、74ページ部分と矛盾していると思われる。

(4) 松本 恒平 弁護士

- ・控訴審判決は一審と比べて読みやすく整理されていると感じた。
- ・控訴人・受信契約者がNHKの番組の内容がおかしいという権利があるかどうかには話が絞られてきたと思う。控訴審も、一審と同じで、受信契約者にはその権利はないと結論付けたけれど、私としては、それはおかしいと思う。
- ・放送法に書かれている公序良俗に反してはならないとか、政治的に公平であることなどは、受信契約の内容に含まれていることで、NHKは当然守るべきことである。この辺りは結局、最高裁の判断になる。
- ・辰巳弁護士が指摘したこと（BS1 スペシャル字幕問題放送は問題のある放送であったと判断したこと）と、星弁護士が指摘したこと（裁判所が放送内容の放送法適合性を判断することは裁判所の権能を超えているとしたこと）とは矛盾している。これらのことを含めて最高裁にアピールすることはいくつかあるように思う。

(5) 各地参加者の感想・意見など

i. 池住さん（愛知）質問

- ・一審で行われた証人尋問、原告尋問、控訴審での意見陳述の内容が、判決にどう反映しているか？

回答 反映していないように思う。

- ・受信契約について

回答 対価的側面はあるが、有償双務契約であることは認めていない。それでは何なのか？2017年12月6日の最高裁判決では契約の性質については明言していない。また、NHKが言っていた受信料は「特殊負担金」であるということも、最高裁は言っていない。控訴審判決では、NHKが放送法を守る義務は、個々の受信契約者に対するものではなく、一般的抽象的義務であるとしている。第一義的にはNHKが判断すべきことだとしている。放送内容が法4条1項に著しく違反しているかどうかの判断は裁判所の権能を超えているとして、裁判所は逃がっている。

ii. 中川さん（京都）

- ・弁護団の説明を聴いて、控訴審判決は一審判決と比べて少し前進していると感じている。
- ・個々の多様な受信契約者・視聴者の「放送法違反」の批判をNHKはいちいち聞いたら收拾がつかなくなるというのが、一審、控訴審ともに共通した判断であったと理解している。そうであれば、最高裁での判断を求めることを期待したい。

iii. 宮川さん（兵庫）

- ・控訴審で提起した問題報道が「放送法違反である」ことを認めさせたのは大きな前進であったと思う。視聴者運動としては、このことをわかりやすく広げていくことがいいのではないかと思う。
- ・最高裁での闘い応援したいと思う。

iv. 桐谷さん（兵庫）

- ・放送法を守ることは一般的抽象的義務で、個々の受信者の意見は聞けないということを認めてしまったら、受信者の意見が成り立たなくなってしまう。最高裁にいつてぜひとも控訴審判決を覆さなければいけないと思う。もし最高裁で覆されなければ、三権分立が崩壊し、日本の法秩序が崩壊してしまうと思う。
- ・河瀬直美の問題をきっかけに、受信料支払いを止めた。NHKは政権を“よいしょ”して、我々の意見を聞かない、確信犯だと思う。最高裁にいつて闘ってほしい。

v. 安倉さん（滋賀）

- ・とにかく今のNHKはひどすぎる、というのが多くの仲間の意見です・
- ・特にウクライナ問題を利用した改憲コールを含めて、政権オンリーとなっていると思う。
- ・どうしてもNHKを変えていかなければならない。

vi. 佐々木さん（大阪）

- ・今日の裁判長の判決言い渡しは、早口で、音量も少なくわかりにくかった
- ・弁護団の説明を聴いて解った。基本的に一審の判決と変わっていない。河瀬直美の字幕問

題報道が問題ありとされた。

- ・最近のNHKのニュース報道はひどい。(中にはドキュメンタリ番組などでいいものもあるが。)
- ・安倍政権発足2007年6月以来NHK人事が恣意的に行われた。
発足時に経営委員会委員長に小森重隆氏起用(富士フィルム社長、四季の会メンバー)、最近では板野裕爾専務理事、小池英夫報道局長・専務理事、正籬聡放送局長・副会長などが番組内容に口出した。(政権に不利な放送をするな)
- ・最近のNHK報道のいくつかの問題
バリバラ“桜を見る会”が好評だったので再放送する計画があったけれど、その内容が安倍晋三や麻生太郎を揶揄するものだったので、中止をした。
学術会議会員任命拒否問題で、百地章さんをニュースウオッチ9に登場させて、政権擁護の解説をさせた。
昨年の衆院選挙のあと投票率が低かったことについて、渋谷で行った若者へのインタビューを報道したが、投票率を如何に上げるかという視点が全くなかった。
今年4月以降行われた8回の“日曜討論”のうち、各政党を登場させて討論したのは1回のみで、あとは問題ごとに専門家と称する人たちを登場させ、各党の政治家の発言が非常に少なくなっている。

(6) 佐藤弁護団長のまとめ

- ・醍醐先生や、神戸の西川さんらが原告になって始まった、東京での「NHK 文書開示請求事件」が成果を上げつつある。「郵政かんぽ生命保険の不正販売」を報道したクローズアップ現代に対する経営委員会の放送現場への介入の実態を記録した経営委員会議事録開示を求める裁判で、森下経営委員長の証人尋問を求めている。
- ・最高裁で「在外邦人が最高裁国民審査に参加できないのは憲法違反」の判決が出た。(5月25日)この国民審査法は、対象裁判官に質問をし、しゃべらせて、審査の判断となることを引き出して、審査するというように改正する必要がある。
- ・時にはいい判決が出ることもある。最近の例では、生活保護費違憲訴訟で熊本地裁が引き下げを取り消す判決を出した。(その後東京地裁でも同様の判決が出た。6月24日)生活保護にかかわる裁判は全国各地で行われている。相手は必ずしも一枚岩ではない。
- ・我々の裁判、我々主権者が受信契約して受信料を払って視聴していて、放送内容について何も言えないというのはどう考えてもおかしい。最高裁に上告して、法廷を開かせる。法廷を開かせるということは、原判決をひっくり返すということになる。どこまでの判決となるのか解らないが、頑張っていきます。
- ・最後に、ロシアのウクライナ侵略に便乗して、政権与党は、敵基地攻撃もできるように、しかも敵の中枢部分をも攻撃する、核も共有する、唯一の核被爆国でありながら核兵器禁止条約の初めての締約国会議に、オブザーバーとしても日本政府は参加しない。このような状況でテレビ報道はどうか?防衛省の関係者OBを出演させて、ロシアとウクライナの戦況ばかり議論させている。第一義的にロシアが国連憲章違反して侵略したことは明らかだが、ロシアをそのように追い詰めた要因としては、冷戦後にワルシャワ条約機構がなくなり、本来NATOもなくすべきであったにもかかわらず、残って東に拡大していったことがある。ウクライナ戦争はアメリカが代理戦争をしている側面があることは明らかであ

る。本来早く戦争をやめさせることをやるべきなのに、日本政府はアメリカと一緒にあって軍事力を増強しようとしている。このような状況下で、NHK の報道はどうか、戦況報道ばかりで政治全般（福祉、教育などを含めて）についての討論番組がない。

- ・最高裁にいても全面勝訴というのはむつかしいと思う。その後も続くであろう。長井さんたちの東京での裁判とも共同して、全国各地でこのような裁判をやられることを期待したい。
- ・自衛隊イラク派兵差止訴訟の名古屋高裁での違憲判決は、全国各地で同様の裁判が行われた中での判決であった。NHK 裁判も奈良以外に全国で起こして闘ってほしい。
- ・まだまだ先の長い闘いになると思う。頑張りましょう。

(7) 宮内正蔵さんの終わりの挨拶

- ・結審の時の最終準備書面を読んで、もう少し良い判決が出されると期待していたが、残念な結果であった。
- ・放送法 4 条は、先の大戦で大本営発表をして、国民を戦争に駆り立てたことの反省の上でできたものと思う。この放送法 4 条を守らせるには、全国津々浦々で同じような裁判を起こしてもらうことを望む。

以上